

掛川市規則第16号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第10条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「次条」を「第11条」に改め、「除く」の次に「。次条第1項において同じ。」を加え、同条第2項第1号中「および」を「及び」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額及び支給割合）

第10条の2 条例第6条第2項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額及び支給割合は、次項に規定する勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて市長が定める割合（100分の102.5を限度とする。）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における次条に規定するフルタイム会計年度任用職員として在職した期間の前条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 勤勉手当基礎額は、前条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第11条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第12条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第13条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第24条第3項中「1時間」の次に「又は15分」を加える。

別表第1の表を次のように改める。

職 種	初任給	上限号給
一般事務、図書館司書、交通事故相談員、給食配膳員	1 級 1 号給	1 級 19 号給
給食員	1 級 13 号給	1 級 31 号給
幼児教育指導主事	1 級 37 号給	1 級 55 号給
幼児教育士、発達相談員、言葉の教室指導員、就労支援員、外国人支援員、准看護師、家庭児童相談員、S E	1 級 22 号給	1 級 44 号給
掛川市立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に勤務する幼児教育士	1 級 26 号	1 級 48 号給
幼児教育士 (担任 1 年目)	1 級 27 号給	1 級 27 号給
幼児教育士 (担任 2 年目以降)	2 級 1 号給	2 級 19 号給
業務員	1 級 28 号給	1 級 46 号給
保健師、看護師、介護支援専門員、消費生活相談員、助産師、子ども未来コーディネーター、小学校外国語活動支援員、特別支援介助士、介護認定調査員、急患診療所看護師、発達相談専門員、建築士	1 級 46 号給	1 級 68 号給
外国人児童生徒支援員	1 級 65 号給	1 級 83 号給
その他特殊な技能、経験等を要する職	1 級 16 号給	1 級 34 号給

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。